

浜田市庁舎等照明 LED 化業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月

浜田市 行財政改革推進課

弥栄支所防災自治課

三隅支所防災自治課

浜田市消防本部 総務課

目 次

1	目的	P1
2	業務の概要	P1
3	選定方法	P2
4	スケジュール	P2
5	参加資格	P2
6	参加申込み	P2
7	質問書の提出	P3
8	提案書の提出	P3
9	プレゼンテーションの実施	P4
10	審査方法・結果	P5
11	選定結果	P5
12	失格要件	P5
13	契約方法	P6
14	留意事項	P6
15	問い合わせ先	P7

1 目的

本市では、地域脱炭素施策の一環として、公共施設の脱炭素化を図っています。その中で、本市庁舎等に設置されている照明設備の多くは、設置から相当期間が経過しており、経年劣化による今後の維持管理が課題となっています。さらに国連「水俣条約」締約国会議により、2027年度末までに、すべての一般照明用蛍光灯の製造・輸出入の廃止が決定しました。

こうしたことから、現在蛍光灯等を使用している庁舎等において、LED照明への更新と設置した照明の保守・維持管理に係る業務を実施します。

本業務においては、庁舎等の照明について、初期費用を抑えることが可能なリース方式によるLED化を実施することとし、この実施にあたっては、事業者の優れたノウハウを活かした提案を受け、最も優れた事業者を選定することを目的とします。

2 業務の概要

(1) 業務名称

浜田市庁舎等照明LED化業務

(2) 業務内容

ア 照明LED化に係る調査設計、施工、施工管理及び関連業務

イ リース期間中における照明設備の維持管理業務

※ 別紙「浜田市庁舎等照明LED化業務公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務対象施設

ア 浜田市役所本庁舎（浜田市殿町1番地）

※ 東分庁舎・第2東分庁舎・西分庁舎を含む。

イ 浜田市弥栄支所庁舎（浜田市弥栄町長安本郷542番地1）

ウ 浜田市三隅支所庁舎（浜田市三隅町三隅1434番地）

エ 浜田市消防本部及び浜田消防署（浜田市原井町908番地11）

オ 浜田消防署桜ヶ丘出張所（浜田市下府町1821番地53）

カ 東部消防署金城出張所（浜田市金城町七条イ631番地4）

キ 東部消防署旭出張所（浜田市旭町丸原1534番地6）

ク 西部消防署（浜田市三隅町向野田3156番地）

ケ 西部消防署弥栄出張所（浜田市弥栄町木都賀イ493番地1）

(4) 業務期間

ア 照明LED化施工期間：契約締結日から令和8年1月30日まで

イ リース期間：業務対象施設ごとに施工完了の確認の翌月から5年間（60か月）を基本とする。

※ 受託候補者との協議により変更する場合がある。

(5) 契約の方式

賃貸借契約 ※ 長期継続契約（原則、業務対象施設ごとの契約）による。

(6) 提案上限額

総額41,262千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 選定方法

公募型プロポーザル

4 スケジュール

(1) 公告日	令和7年4月4日(金)
(2) 質問書の提出期限	令和7年4月16日(水)午後5時必着
(3) 質問に対する回答期限	令和7年4月21日(月)午後5時まで
(4) 参加表明書の提出期限	令和7年4月28日(月)午後5時必着
(5) 参加資格確認結果通知	令和7年5月1日(木)午後5時まで
(6) 提案書の提出期限	令和7年5月22日(木)午後5時必着
(7) プレゼンテーション実施日	令和7年6月2日(月)
(8) 選定結果通知日	令和7年6月5日(木)
(9) 契約締結	令和7年6月16日(月)

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 過去 10 年間（平成 27 年 4 月から令和 7 年 3 月まで）に地方公共団体における公共施設で類似事業を受託した実績がある者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年浜田市告示第 118 号）第 5 条第 2 項の有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）の大分類「リース」の小分類「電気通信機器」に登録されている者
※ 参加の意向があつて、現在、有資格者名簿に登録がない場合は、「15 問い合わせ先」に事前に連絡をすることで、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。その上で、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和 7 年 4 月 17 日（木）必着で郵送すること。
※ なお、島根県電子調達システムからの申請において、申請先は「浜田市」のみを選択すること。
- (4) 公告（公募開始）の日（令和 7 年 4 月 4 日）において、浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領に基づく指名停止を受けている期間にない者

6 参加申込み

本プロポーザルに参加申込みを行う者（以下「参加申込者」という。）は、次のとおり書類を提出し、参加資格審査を受けなければならない。

- (1) 提出書類
参加表明書【様式1】による。
- (2) 提出期限
令和7年4月28日(月)午後5時必着
- (3) 提出先
「15 問い合わせ先」と同様とする。
- (4) 提出方法
持参、郵送又は電子メールによる。ただし、持参又は郵送の場合は、事前に担当部署へ連絡すること。
- (5) 参加資格審査の結果通知
 - ア 通知日
参加表明書受理後、随時通知（令和7年5月1日(木) 午後5時まで）
 - イ 通知様式
参加資格審査結果通知書【様式2】
 - ウ 通知方法
電子メールによる。

7 質問書の提出

本プロポーザルに対する質問は、質問の趣旨及び内容を記載の上、電子メールで送信すること。

質問内容及び回答については、電子メールにより通知する。

- (1) 提出様式
質問書【様式3】
- (2) 提出期限
令和7年4月16日(水)午後5時必着
- (3) 提出先
「15 問い合わせ先」と同様とする。
- (4) 提出方法
電子メール
※ 提出期限までに、担当部署に電話で電子メールの到着を確認すること。
- (5) 予定回答期限日
令和7年4月21日(月) 午後5時まで

8 提案書の提出

- (1) 提出書類
参加資格を有することを認められた者（以下「提案者」という。）は、次のとおり書類を提出しなければならない。
提案書は任意様式とする。ただし、正本には、提案書表紙【様式4】を添付すること。

提案書は、仕様書及び提案評価項目に基づいた内容を具体的に記載し、業務対象施設ごとの照明機器の仕様、LED照明導入後の効果を記載の上、提出すること。

提案者において追加したい事項がある場合は、適宜の記載を認める。なお、提案に当たっては、仕様書に記載の仕様を満たすことを基本とするが、満たせない事項がある場合は、理由及び代替案を記載すること。

ア 提案書表紙【様式4】（正本のみ）

イ 提案書添付書類（任意様式）

（ア） 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは、11ポイント以上とすること。

（イ） 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。

（ウ） 提出書類はA4縦長ファイルに綴じたもので、用紙の大きさはA4版又はA3版（A3版はA4版折込）とすること。

（エ） 電気料金削減効果と二酸化炭素削減量については、「施設機器一覧集計表」を参照し、次の基準を参照し、積算すること。

a 業務対象施設ごとの中国電力業務用電力、高圧電力、従量電灯にて積算（令和6年4月直近のもの）

b 再生エネルギー促進賦課金を加算

c 燃料費調整額を含めずに積算

ウ 見積書（任意見積書様式）

業務対象施設ごとに費目等の詳細を記載し、長期継続契約期間における賃貸借金額の総額及び賃貸借金額の月額が記載された見積書を提出すること。合計欄には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

(2) 提出期限

令和7年5月22日（木）午後5時必着

(3) 提出先

「15 問い合わせ先」と同様とする。

(4) 提出方法

正本（紙媒体）1部、副本（紙媒体）7部を、持参又は郵送により提出すること。

また、正本の電子データ（CD-R又はDVD-R）を1部提出すること。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時・場所

令和7年6月2日（月） ※ 時間及び場所については、別途通知する。

(2) 実施時間

30分以内（提案内容の説明15分・ヒアリング15分）

(3) 出席者

3名以内（出席者は最小限とする。）

(4) その他

- ア プレゼンテーションの順番は、市が提案書を受理した順番とする。
- イ 提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。
- ウ プレゼンテーション会場には、スクリーン及びプロジェクタ（HDMIケーブル）のみ市が準備する。

10 審査方法・結果

(1) 選定審査会の設置

ア 提案書の内容について、「浜田市庁舎等照明LED化業務公募型プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき審査し、最優秀提案者を選定するため、浜田市庁舎等照明LED化業務公募型プロポーザル方式選定審査会（以下「選定審査会」という。）を設置する。

イ 選定審査会の委員

（ア） 委員長：総務部長

（イ） 委員：行財政改革推進課長、建築住宅課長、弥栄支所防災自治課長、三隅支所防災自治課長、消防本部総務課長

（ウ） 事務局：行財政改革推進課、弥栄支所防災自治課、三隅支所防災自治課、消防本部総務課

(2) 審査及び選定方法

ア 提案の内容について、提案書、見積金額、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査基準に基づき委員が評価し、最優秀提案者を受託候補者として選定する。

イ 評価点数には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の選定は行わない。

11 選定結果

(1) 通知日

令和7年6月5日（木）

(2) 通知方法

選定結果通知書【様式5】により、電子メール及び書面で通知する。

(3) 異議申し立て

不選定となった事業者は、選定結果通知日の翌日から起算して7日（休祝日を除く。）以内に書面（任意様式）により、不選定となった理由（事業者の評価点に限る。）を求めることができる。なお、選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

12 失格要件

- (1) 「5 参加資格」に規定する要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は又は不備があった場合
- (3) 本要領に示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合
- (6) 見積金額が、上限額を超過した場合

13 契約方法

最優秀提案者を受託候補者とし、本業務の契約交渉を行うものとする。

- (1) 提案内容に基づいて当該業務の仕様等について精査・調整・協議を行い、両者の協議が整った場合、契約を締結するものとする。
- (2) 契約する際の仕様は、提案書及び前記(1)を盛り込み作成する場合がある。
- (3) 提案の資料及び内容は、見積金額で実施できることを確約したものとみなす。
- (4) 受託候補者との協議が整わない場合、契約を締結しない。また、次順位の提案者と契約に関する協議を行うことができることとする。

14 留意事項

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出後の訂正又は差替えは、市から指示があった場合を除き認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルにおける最優秀提案者の選定以外の目的では使用しない。
- (4) 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により、本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を市に請求することはできない。
- (5) 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退するときも含む。）は、参加辞退届【様式6】を提出すること。
- (6) 参加申込者又は提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。
- (7) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となったものが作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写することをいう。）することができる。
- (8) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 本業務は、プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため、具体的な工事内容は提案書に記載された内容を反映した上で、市との協議に基づいて決定するものとする。
- (11) 既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において、地元業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合において、参加申込者に対して市は一切の責任を負わないものとする。

15 問い合わせ先

浜田市総務部行財政改革推進課（浜田市役所本庁舎2階）

管財係 担当：大屋、森下

〒697-8501 浜田市殿町1番地

電話：0855-25-9140

電子メール：gyokaku@city.hamada.lg.jp